地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により知事から 監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により 措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年10月27日

 岐阜県監査委員
 布俣
 正也

 岐阜県監査委員
 広瀬
 修

 岐阜県監査委員
 鈴木
 祥一

 岐阜県監査委員
 南
 圭一

 岐阜県監査委員
 安田
 典子

## 1 令和3・4年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を 講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県独自の個人を対象とした認証	0	1	1	0
制度の活用状況について	Ζ			

<sup>※「</sup>今回措置を講じたもの」とは、令和5年5月2日に知事から通知があったもの。

## 2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	重の相来に盛りと時じた相直 監査結果	講じた措置
住宅課	【検討事項】	
	空家等総合相談員は、利用経	当住宅課主催で令和5年5月に
	験のある市町村の大多数が今後	開催した市町村担当者を対象とす
	も活用を予定するなど、一定の	る研修会や、県、市町村及び関係
	活躍が認められる一方、その利	団体による 令和5年8月開催の
	用は一部の市町村に限定されて	岐阜県空家等対策協議会にて、空
	おり、利用していない市町村に	家等総合相談員登録制度の周知を
	おけるその理由をみると、制度	行った。
	を知らなかった、何を相談で	今後も本制度について充実を図
	きるのかわからないなど、市町	りながら、機会があるごとに周知
	村に対する本認証制度の周知不	に努めていく。
	足が大きな原因の一つとなって	
	いると認められた。	
	当認証制度の所管課である住	
	宅課においては、今後、市町村	
	に対して本認証制度の周知に努	
	めるなど、空家等総合相談員の	
	一層の活用に向けて取り組まれ	
	たい。	